

# 令和2年度町政懇談会資料の公表について

11月28日(土)に開催を予定しておりました町政懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、急遽中止といたしました。

町政懇談会では、町が目指している『対話型行政』を推進するため、主要事業の取組状況を報告し、町民の皆さまから町政全般へのご意見をお伺いする意見交換を行う予定でしたが、今年度につきましては、主要事業などについての資料と事前質問に対する回答を町公式ホームページおよび役場1階情報公開コーナーにて公表することとしましたので、ぜひご覧ください。

公表する資料の概要については下記のとおりです。

## ●令和2年度主要事業等の取組状況について

- ・若草大橋有料道路の通勤時間帯における無料措置
- ・高齢者等買い物弱者移動販売事業
- ・妊娠・出産祝い品支給事業
- ・語学指導、英語教室事業
- ・住民自治基本条例策定事業
- ・地方創生臨時交付金に関連する事業 など

## ●令和元年度決算の状況について

## ●事前質問に対する回答



▲詳しくはコチラ

問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係 ☎68-2211 (内線311・314)

# 個人情報取扱事務の内容のお知らせ

利根町個人情報条例第6条第4項に基づき、開始された個人情報取扱事務を公表します。

事務の名称	利根町新生児特別定額給付金支給事業		
担当課・係	子育て支援課・子ども福祉係	事務開始日	令和2年10月6日
事務の目的・概要	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、国の特別定額給付金の対象外となった新生児を養育する保護者に対し、経済的負担の軽減を図る目的で、町独自の事業として、対象児一人あたり10万円を支給する。		
対象者の範囲	令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児を養育する保護者などで、新生児の出生日から給付金の支給申請時まで引き続き利根町の住民基本台帳に記録されている保護者など		
収集する事項	氏名、電話番号、生年月日等、住所、印影、口座番号等、家族状況、親族・続柄、居住状況		
収集先	本人、実施機関内(子育て支援課)		
目的外利用	なし	外部提供	なし

事務の名称	低未利用土地等確認書交付事業		
担当課・係	都市整備課・都市計画係	事務開始日	令和2年10月12日
事務の目的・概要	低未利用土地などを譲渡した際に所得税および個人住民税の特例措置を受けるため必要な低未利用土地等確認書を交付する。		
対象者の範囲	低未利用土地等確認書の交付申請者、低未利用土地などの買主、低未利用土地などの売買契約を仲介した宅地建物取引業者		
収集する事項	氏名、電話番号、住所、印影、取引状況、その他(土地・建物が低未利用土地などであることを確認できる事項)		
収集先	本人、実施機関内(企画課)		
目的外利用	なし	外部提供	あり

## 個人情報保護制度とは

この制度は、町が持っている個人情報全般について具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求めることができる制度です。

この制度の実施により、個人情報を適正に取り扱い、町民の皆さんのプライバシーを保護しようとするものです。

問い合わせ先 役場総務課 庶務行政係 ☎68-2211 (内線318)

※個人情報の取り扱い内容については、各担当課にお問い合わせ願います。

# ひとり親世帯臨時特別給付金の

## 申請はお済みですか??

申請期限は、**2月26日(金)まで**

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身などに生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。

### (1) 支給対象者

公的年金を受給または所得制限により児童扶養手当を受給されていない方も対象となる場合がありますので、ご相談ください!

#### 1. 基本給付

①公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測できる方も対象となります。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

#### 2. 追加給付

上記①のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

(内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。)

### (2) 支給額

#### 1. 基本給付

1世帯 5万円

第2子以降ひとりにつき 3万円

#### 2. 追加給付

1世帯 5万円

### (3) 受給手続

給付金の支給を受けるためには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、子育て支援課へ申請してください。

詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

申請書の様式もダウンロードできます。

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page003911.html>



問い合わせ先 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211 (内線144)

詳しくはコチラ▶

# 犬の登録・狂犬病予防注射を受けましょう!

犬を飼っている皆さん、犬の登録と狂犬病予防注射をされていますか?

室内、屋外の飼育を問わず、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に登録を行うこと。また、狂犬病予防注射を年1回行い、注射済票の交付を受けることが義務付けられています。

## ●動物病院で狂犬病予防注射済票の交付を受けることができます

次の動物病院では、狂犬病予防注射と同時に狂犬病予防注射済票の交付を受けることができます。

また、新規の登録もできますのでご利用ください。

登録済みの犬の場合は、登録番号の確認のため集合注射のお知らせ(はがき)または犬鑑札を必ずお持ちください。

## ●犬の新規登録、狂犬病予防注射済票交付可能な動物病院

病院名	住所	電話番号
もえぎの動物病院	利根町奥山643-1	68-8238
わかさ動物病院	利根町横須賀655	68-7939
竜ヶ崎中央獣医科病院	龍ヶ崎市馴柴785-2	64-3288

※登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更が生じた場合は、必ず市区町村に届け出てください。

### ◎犬の登録申請

手数料(2,000円)が必要です。

登録後鑑札を交付します。

### ◎注射済票交付申請

病院で発行される注射済証明書と手数料

(400円)が必要です。

登録後注射済票を交付します。

※犬の鑑札と予防注射済票を犬の首輪などに必ず付けてください。迷子になっても名札がわりになり飼い主を見つけやすくなります。また、鑑札を着けていない犬は狂犬病予防法により捕獲の対象となります。

問い合わせ先 役場環境対策課 環境衛生係

☎68-2211 (内線244)